

# ○国立大学法人埼玉大学教育学部附属特別支援教育 臨床研究センター規程

〔平成28年3月22日〕  
規則第78号

改正 平成29. 1. 20 28規則21 令和6. 2. 15 5規則48

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第11条第2項の規定に基づき、教育学部附属特別支援教育臨床研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** センターは、特別支援教育の臨床の学の基本理念に基づき、学内外の関係諸機関との連携のもとに教育実践に関する研究及び教育を行い、特別支援教育の臨床と研究に資するとともに、家庭、学校及び地域社会と協力し、障害のある幼児児童生徒の成長と発達をめぐる問題の解決に寄与することを目的とする。

(部門)

**第3条** センターに、次の部門を置く。

- (1) 相談支援部門
- (2) 臨床研究部門

(業務)

**第4条** センターは、前条に定める部門相互の連携により、次に掲げる業務を行う。

- (1) 幼児児童生徒の発達支援に関する指導方法の開発と研究
- (2) 保護者並びに教員及び支援者等を対象とした支援、相談及び研修
- (3) 学校コンサルテーションに係る実践と研究
- (4) 教育実践・相談支援に関する資料の収集及び研究成果の発表
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(教職員)

**第5条** センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任教員
- (4) 専門相談員
- (5) その他の職員

(センター長)

**第6条** センター長は、教育学部附属特別支援学校長をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

(副センター長)

**第7条** 副センター長は、教育学部附属特別支援学校副校長をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

(兼任教員)

**第8条** 兼任教員は、教育学部の教育・研究担当を命ぜられた教員及び教育学部附属特別支援学校に勤務する教員のうちから、センター長の推薦に基づき、教育学部長が任命する。

2 兼任教員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(専門相談員)

**第9条** 専門相談員は、第3条に定める相談支援部門に所属し、兼任教員と共同して業務を行うものとし、学長が任命する。

(研究員)

**第10条** センターに、研究員を置くことができる。

2 研究員は、第11条第2項の規定に基づき、プロジェクトチームの構成員として、センターの業務を推進する。

3 研究員は、第3条に定める部門及び第11条に定めるプロジェクトに関連した研究若しくは実践歴、又は経験、知識、技能等を有する本学の教員並びに本学以外の者のうちから、第12条に定める運営委員会の議を経て、教育学部長が委嘱する。

4 研究員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

5 研究員は、プロジェクトチームの研究、教育及び指導の成果を年度ごとにセンター紀要等において発表するものとする。

(プロジェクトチーム)

**第11条** センターの業務を推進するため、必要に応じてプロジェクトチームを組織することができる。

2 プロジェクトチームは、原則として兼任教員及び研究員をもって構成する。

(運営委員会)

**第12条** センターに運営委員会を置き、センターにかかわる次に掲げる事項について協議及び報告を行う。

(1) 運営の基本方針に関すること。

(2) 人事に関すること。

(3) 予算・決算に関すること。

(4) 事業に関すること。

(5) その他の重要事項

**第13条** 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの兼任教員

**第14条** 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(事務)

**第15条** センターの事務は、教育学部支援室において処理する。

(雑則)

**第16条** この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て学部長が行うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、教育学部長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 1.20 28規則21)

この規程は、平成29年1月20日から施行する。

附 則 (令和6. 2.15 5規則48)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。